

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示 （建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和6年7月26日（金）

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局東京国道事務所長

1. 業務概要

(1) 業務名 R 6 東京国道管内橋梁補修設計業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

(2) 業務内容

本業務は、東京国道事務所が管理する橋梁及び歩道橋の維持管理性の向上を目的として、補修設計を行う業務である。

(3) 履行期間 履行期間は、以下のとおり予定している。

令和6年10月（下旬）から令和7年5月30日まで

(4) その他

1) 参加要件等

本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務であり、参加要件等は以下のとおりである。

・業務実績

同種業務 : 高規格幹線道路、都市高速道路、一般国道のいずれかにおける鋼橋の、橋梁及び横断歩道橋の補修設計業務（別業務でもよい）

類似業務 : 高規格幹線道路、都市高速道路、一般国道のいずれかにおける鋼橋の、橋梁又は横断歩道橋の補修設計業務（同種業務を除く）

2) 試行に関する事項

入札説明書（共通事項）によるほか、以下のとおりとする。

・更なる品質確保対策（低入業務における第三者による照査範囲の拡大）

3) 賃上げを実施する企業の評価

本業務は、賃上げの実施をする企業等に対して、総合評価における加点を行う業務である。

2. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

1) 基本的要件

ア) 単体企業

a) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

b) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

c) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

e) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

イ) 設計共同体

上記 ア) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であつて、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 7 月 26 日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長から R 6 東京国道管内橋梁補修設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

2) 資本関係又は人的関係

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書（共通事項）参照）

(2) 入札参加者を指名するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、企業及び配置予定技術者の実績並びに資格、継続教育取組実績、成績、表彰及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

1) 指名された入札参加者は、「価格」及び「予定技術者の経験及び能力」、「実施方針など」、「評価テーマ」をもって入札をし、予決令第 98 条において準用する予決令 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、以下の (2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査（以下「試行調査」という。）を行うものとする。また、本業務は「詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」であり、試行調査の詳細は入札説明書によるものとする。

3) 予定価格が 100 万円を超え 1,000 万円以下の建設コンサルタント業務等の請負契約の場合については、品質確保の観点から関東地方整備局長が定める品質確保基準価格を設定する。

品質確保基準価格の算出方法は、予決令第 85 条に基づく調査基準価格と同様に算出するものとし、落札価格が品質確保基準価格を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査等（資料の作成、提出、提出資料に関する説明の聴取、及び完了検査時における照査技術者からの照査報告書に関する聴取等）を行うので、協力されたい。

4) 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

1) 予定価格が 100 万円を超える業務の場合は、技術提案書の内容に応じて以下の

①、②、③、④、⑤の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は 60 点とする。

① 予定技術者の経験及び能力

② 実施方針など

③ 評価テーマに関する技術提案

④ 技術提案の履行確実性

⑤ 賃上げの実施に関する評価

技術評価点 = $60 \times (\text{技術点} / \text{技術点の満点})$

技術点 = $(\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{④の評価に基づく履行確実性度}) + (\text{⑤に係る評価点})$

技術提案評価点 = $(\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点})$

2) 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとする。

価格評価点 = $\text{価格点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

なお、価格点は 20 点とし、価格評価点の最高点数は 20 点とする。

3) 賃上げ評価点の評価方法は、入札説明書による。

4) 総合評価は、入札者の申込みに係る上記①、②、③、④、⑤により得られた技術評価点と当該入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって

- 行う。
5) 詳細は、入札説明書による。

4. 入札手続等

- (1) 担当部局（入札説明書の交付場所、参加表明書の提出場所、技術提案書の提出場所）
国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所 経理課契約係
TEL 03-3512-9091
電子メール ktr-toukoku-keiri@mlit.go.jp
- (2) 入札説明書の交付期間等
交付期間： 令和6年7月26日（金）から令和6年9月20日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内（9時00分から17時00分まで）。ただし最終日は16時00分まで。
交付方法： 電子入札システムにより交付する。
- (3) 参加表明書の提出期限等
提出期限： 令和6年8月5日（月）15時00分
提出方法： 電子入札システムにより提出すること。
- (4) 技術提案書の提出期限等
提出期限： 令和6年9月2日（月）15時00分
提出方法： 電子入札システムにより提出すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び入札書の提出方法
提出方法： 電子入札システムにより提出すること。
入札日時： 電子入札システムによる場合の締め切りは令和6年9月20日（金）16時00分まで。
開札日時： 令和6年9月24日（火） 11時00分

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除。
 - 2) 契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効
本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 4.（1）に同じ。
- (7) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。
- (8) 参加資格の認定
2.（1）1）ア）b）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も4.（3）により参加表明書を提出することができるが、その者が指名を受けるためには、指名通知の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

なお、2.（1）1）イ）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者は、指名通知の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
但し、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、技術提案書の提出期限の日とする。
- (9) 予定価格が100万円を超える業務の場合、技術提案書（履行現実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (10) その他 詳細は入札説明書（共通事項）及び（個別）による。